

<回想>

ある目録研究者の回想 1965-2019 (上)

古川 肇

総 目 次

はじめに

執筆年表

第 I 部 前 期 —概念モデル以前—

序 章	60
1. 原体験	
2. 国内外の動向	
3. 模索の海へ	
第 1 章 目録の機能	62
1. ミスリード	
2. 目録の機能の再把握	
3. 識別機能と集中機能との共存	
4. 集中機能に関わる特殊な場合	
5. 本章の終りに	
第 2 章 書誌的アイデンティティ —個人標目のあり方—	68
1. 個人標目の形	
2. 分散型書誌的アイデンティティの問題点	
3. 共同筆名	
第 3 章 AACR1 —その批判的検討—	72
1. rule of three	
2. 非図書資料の目録規則	
3. 文献宇宙と規定化との相克	
第 4 章 記述 —出版年と本タイトル—	75
1. AACR1 における出版年	
2. NCR1987 における本タイトルの規定	
第 5 章 AACR2 —その構造の紹介—	78
1. 構造上の特徴	
2. その他の特徴	
第 6 章 目録の高度化 —その私的構想—	80

1. 分散と集中、そして関連
2. 構成部分の記録
 - 2.1 内容細目
 - 2.2 分出記入
 - 2.3 分出記入のディスプレイ
3. 統一タイトル
4. 書誌的関連の諸類型
5. 著作の顕在化

(以上 上巻)

第Ⅱ部 後 期 —概念モデル以後— (各章の節のタイトルは未定)

- 第 1 章 FRBR など —新動向の包括的紹介—
- 第 2 章 RDA —その形成過程の追跡—
- 第 3 章 NCR1987 の改訂
- 第 4 章 NCR2018 の構築
- 第 5 章 IFLA LRM と RDA

(以上 中巻 (予定))

第Ⅲ部 通期・将来 (各章の節のタイトルは未定)

- 第 1 章 未完の評伝—Lubetzky の生涯と事跡—
- 第 2 章 記述独立方式
- 第 3 章 著作と関連を有する非創作者など
- 第 4 章 用語
- 第 5 章 目録規則史
- 第 6 章 研究の周辺
- 第 7 章 研究の将来

付 録

1. 参考文献補遺
2. 目録以外の活動
略語一覧

おわりに

(以上 下巻 (予定))

かにかくに人はいふとも織り継がむわが機物 (はたもの) の白麻衣 (しろあさごろも) (万葉集巻七)
図書館のツールなるものは、すべてきわめて未発達かつ粗雑であります。(J.H. Shera)

はじめに

この回顧録とも自著解題ともつかない小文は、いわば研究活動に限定した自叙伝 (エゴ・ドキュメント) である。八十路を辿り今や終焉の遠くない老人が、発表の場だった雑誌の廃刊とコロナ禍の始まりとが重なるといふ環境の変転を機に、「図書館界の一隅における自身の研究活動を存命中に総括しておきたい。特に首尾一貫性や整合性をどれほど達成し得たか確認したい。」との願望に基づいて執筆したものである。ただし、一定の主張、今後取り組みたい課題などを含んでいて、懐古談に終始しているわけではない。

旧拙文を指して使用することが多い「論文」は、他に手頃な適語が思い浮かばないため採用したものであり、誇称であることは自覚している。「研究ノート」といえば実態に近づくかも知れないが、さらにそれにさえ届かない「記事」とよぶべきものも少なくないだろう。だが「研究ノート」は手頃でなく全てを「記事」とはよびたくない。一括して「ペーパー」といえば良いのかも知れないが、筆者にはこの外国語の意味する範囲が分らない。以上の点は第 I 部序章 1 で再度触れる。なお「研究」には標準ツールの編集活動をも含める。

次ページ以下の「執筆年表」において、今まで執筆した論文等を年代順に掲げ、各々に発表西暦年の下 2 桁等を略号として括弧に包んで冠した。以後は専らこの略号を使用する。続く本文を 3 部 (前期、後期、通期・将来)、16 章に区分し、ほぼ手がけ始めた順のテーマ別に、執筆論文の要約、解説、補足、敷衍、訂正等を記すことを通して研究の軌跡を描く。

誤謬を告白することを目的の一つとしているが、逆に我田引水の自慢話に墮しているか否かは読者の批判を待つほかはない。また重要な意図として、筆者が示唆を得た人物や論文への謝辞や賛辞も含まれているが、これはどう努めても遺漏と不均衡が不可避でありただ陳謝するばかりである。

世の研究人生の回顧録で筆者が興味をもった著作に『ペドロジーへの道』(松井健著 1979) などがあるが、直接の着想は主題目録法の開拓者だった加藤宗厚の次の 2 著作に得た。

「件名目録の運命」『図書館界』19(6), 1968.3. p.218-228.

「図書分類法研究白書」同上誌 20(4), 1968.11. p.110-131.

(ともに同人著『喜寿記念図書館関係論文集』(1971 刊) に収録。)

旧拙文の引用に当っては、片仮名書きの人名を原綴に、一部の漢字を仮名に変えて、一部の読点を削除した。文中の略称や通称の正式名称は、全巻末のリストまで待たれたい。不当な悪意に遭遇した体験に鑑み個人や団体の批判は極力控える。なお原則として敬称を省く。

執筆年表 (2019 年 12 月 31 日現在)

括弧に包んだ略号のうち、斜体は主題が目録以外のもの、または目録を包含するものである。

I. 論文 (翻訳およびレジュメは原則として除く。)

- (73) 『著者目録の基本問題』 1973.3. 71. 私製 (手書き)
- (75/78) 『「英米目録規則」の問題点』 1975.1-1978.2. 7 分冊 私製 (手書き)
- (75) 北米及び英国に於ける非図書資料の目録規則について—AACR 第 III 部改訂の基礎となる諸規則の紹介—『*Technical Services*』 10, 1975.12. p. 1-13.
- (76) 編者および編纂者の著者性について—「英米目録規則」第4、5条の改訂をめぐって—『*Technical Services*』 11, 1976.9. p. 1-13.
- (77) 出版年の記載について—予備版 (案) 2.4.3 への批判—『*図書館技術研究会研究情報*』 3, 1977.3. p.9-13.
- (79a) 「英米目録規則」の改訂をめぐって『*Technical Services*』 13, 1979.1. p. 36-40.
- (79b) 「英米目録規則」第 2 版 (共著者: 坂本博) 『*整理技術研究*』 14, 1979.12. p.1-28. 執筆者名: 藤井一雄 (筆者の偽名)
- (79c) 「英米目録規則」第 2 版の分析 (口頭発表要旨 共著者: 坂本博) 『*Library and Information Science*』 17, 1980.3. p.228-231.
- (80) 「英米目録規則」第 2 版第 II 部再説『*整理技術研究*』 15, 1980.9. p.1-10. 執筆者名: 藤井一雄
- (83) マクリーシュと目録法改革の淵源『*整理技術研究*』 19, 1983.12. p.42-43. 執筆者名: 藤井
- (87) NDC の改訂に関する諸目標『*現代の図書館*』 25(2), 1987.6. p.86-90.
- (88) 日本目録規則1987年版に対する意見『*整理技術研究*』 25, 1988.7. p. 9-10.
- (90) 「ISBD を構成部分の記述に適用するためのガイドライン」の紹介『*整理技術研究*』 27, 1990.1. p.1-10.
- (91a) 「英米目録規則」第 2 版 1988 年版—その改訂内容の紹介—『*整理技術研究*』 28, 1991.2. p.45-55.
- (91b) 取書方針の構造—ある事例報告—『*図書館雑誌*』 85(12), 1991.12. p.806-808.
- (92) 書誌的関連の諸類型—Tillett による書誌的関連の分類—『*整理技術研究*』 30, 1992. 6. p.1-6.
- (93) 構成部分の記述—将来の目録—『*整理技術研究集録*』 1, 1993.3. p.5-12.
shuroku1hurukawa.pdf (accessed 2026-2-8)
- (94) NDC9 版とその将来『*現代の図書館*』 32(2), 1994.6. p.96-101.
- (95) あるガイドラインの制定から施行まで『*資料保存ワークショップ記録集*』 日本図書館協会 1995.3. p.56-72.
- (96) 日本十進分類法新訂 9 版の新しい諸相『*整理技術研究*』 36, 1996.1. p.1-15.
- (98a) ある「資料組織概説」の完成まで—構成と用語を中心として—『*整理技術研究*』 39, 1998.1.

- p.31-37.
- (98b)『日本目録規則1987年版改訂版』への意見と提案－書誌階層構造をはじめとして－（共著者：志保田務）『整理技術研究』40, 1998.7. p.1-9.
- (99)ISBD(ER)への案内『整理技術研究』41, 1999.7. 45-49.
- (99/00)続『日本目録規則 1987 年版改訂版』への意見と提案（上下）（共著者：志保田務）『整理技術研究』41-42, 1999.7-2000.2. p.13-27;19-26.
- (00a)ゴーマンと『英米目録規則』－ゴーマンの標目論とその影響－『整理技術研究集録』2, 2000.3. p.3-14 Microsoft Word - shuroku2hুরুkawa.doc (accessed 2025-12-3)
- (00b)アメリカにおける『英米目録規則』改訂の動向『電子資料の組織化』日本図書館協会 2000.5 p.10-16
- (00c)『英米目録規則』に関する改訂の動向－一つの展望－『資料組織化研究』43, 2000.7. p.15-29.
- (00d)『英米目録規則』に対する根本的批判の展望－電子資料の影響を中心に－（日本図書館研究会整理技術研究グループ月例研究会報告）2000.9 2000.9 例会（整理技術研究グループ）(accessed 2025-12-3)
- (01a)目録の構造に関する試論『資料組織化研究』44, 2001.7. p.1-9.
- (01b)森銑三「近代名家著述目録と同後篇」について－江戸時代における著者別書目の系譜－『資料組織化研究』44, 2001.7. p. 31-33.
- (02a)『日本十進分類法』新訂 9 版における 9 類の改訂『資料組織化研究』45, 2002.1. p.33-41.
- (02b)ルベツキイをめぐる断想－生誕百年を記念して－『資料組織化研究』45, 2002.1. p.43-47.
- (02c)『日本十進分類法』新訂 9 版における 2 類の改訂『資料組織化研究』46, 2002.7. p.17-25.
- (02d)目録の新しい地平を求めて－国内外の動向に関する展望と私見－『白山図書館学研究』緑蔭書房 2002.10. p.21-36.
- (03a)『英米目録規則 第 2 版 2002 年版』の二つの章『資料組織化研究』47, 2003.2. p.15-24.
- (03b)ルベツキイにおける「記述」－訃報に接して－『資料組織化研究』48, 2003.11. p.15-21.
- (03c)『英米目録規則 第 2 版』の改訂の現状と将来－国際目録規則への動向－『資料組織化研究』48, 2003.11. p.31-36.
- (04a)目録理論の潮流に抗する論理－Michael Gorman の場合－『資料組織化研究』49, 2004.6. p.15-23.
- (04b)目録理論の展開（共著者：吉田暁史）『図書館目録とメタデータ』2004.10. p.3-22.
- (05a)統一タイトル論への序章 『資料組織化研究』50, 2005.3. p.1-9.
- (05b)書誌記述におけるタイトルに関する一考察『資料組織化研究』50, 2005.3. p.19-27.
- (05c)構成部分の明示に関する実践『資料組織化研究』51, 2005.12. p.1-7.
- (05d)統一タイトルおよび本タイトルに関する再考察『資料組織化研究』51, 2005.12. p.21-28.
- (06)未来の記述規則－AACR3 第 I 部案から RDA 第 I 部案へ－『資料組織化研究』52, 2006.6 p.1-16

- (07a) 未来の書誌レコードに関する規則－RDA 第 I 部案から RDA パート A 案へ 『資料組織化研究』 53, 2007.3. p.25-34.
- (07b) 基本記入標目の機能 『資料組織化研究』 53, 2007.3. p.45-50.
- (08a) 未来の書誌レコードに関する規則 (続)－メタデータ・スキーマとの調整へ 『資料組織化研究』 54, 2008.1. p.15-26.
- (08b) 未来のアクセスポイントに関する規則－構造の再構築へ 『資料組織化研究-e』 56, 2008.12. p.12-22.
- (08c) RDA 最終草案の付録における関連表示 『資料組織化研究-e』 56, 2008.12. p.23-25.
- (09a) RDA 全体草案とその前後 『カレントアウェアネス』 299, 2009.3. p.17-19.
- (09b) 未来の書誌レコードおよび典拠レコードに関する規則－RDA 全体草案の完成－ 『資料組織化研究-e』 57, 2009.9. p.20-35.
- (10) 書誌レコードおよび典拠レコードに関する規則の成立－RDA の完成－ 『資料組織化研究-e』 59, 2010.12. p.13-32.
- (11a) RDA の評価 『資料組織化研究-e』 60, 2011.3. p.1-9.
- (11b) ISBD 統合版における電子資料に関する規定 『資料組織化研究-e』 61, 2011.10. p.1-9.
- (11c) 体現形・個別資料に対する典拠形アクセスポイントはなぜ必要か 『資料組織化研究-e』 61, 2011.10. p.31-34.
- (12a) 刊行前後の RDA: RDA の適用への道程 『資料組織化研究-e』 62, 2012.4. p.1-10.
- (12b) FRBR および RDA に対する疑問再考: 責任表示と版表示の帰属について 『資料組織化研究-e』 62, 2012.4. p.24-27.
- (13a) RDA における電子資料に関する規定 『資料組織化研究-e』 63, 2013.2. p.1-10.
- (13b) 著作に対する典拠形アクセス・ポイントの諸問題 『資料組織化研究-e』 64, 2013.4. p.1-13.
- (14a) RDA における音楽作品に関する規定 『資料組織化研究-e』 65, 2014.3. p.21-31.
- (14b) RDA における“jurisdiction”という語をめぐる－法律著作の関連指示子－ 『資料組織化研究-e』 65, 2014.3. p.32-36.
- (15a) RDA 改訂項目総覧－改訂の開始から 2014 年まで－ 『資料組織化研究-e』 66, 2015.3 p.1-25.
- (15b) 2015 年における RDA 改訂項目－改訂最終草案から見た－ 『資料組織化研究-e』 67, 2015.11. p.1-15.
- (16a) RDA における副出記入の機能の継承 『資料組織化研究-e』 68, 2016.3. p.51-63.
- (16b) 2016 年における RDA 改訂項目－改訂最終草案に見る－ 『資料組織化研究-e』 69, 2016.10. p.16-26.
- (17a) 英国中近世の二つの目録－英米目録史の断面 1－ 『資料組織化研究-e』 70, 2017.4. p.18-26.
- (17b) 2017 年における RDA 改訂項目－改訂最終草案に見る－ 『資料組織化研究-e』 71, 2017.10. p.20-29.

- (18a) Thomas Hyde のボドリー図書館目録序文 - 英米目録史の断面 2 - 『資料組織化研究-e』
72, 2018.3. p.23-35.
- (18b) 次期 RDA への始動 - 基本構造および aggregate について - 『資料組織化研究-e』 73,
2018.11. p.1-13.
- (19a) 次期 RDA の安定化 『資料組織化研究-e』 74, 2019.11. p.1-14.
- (19b) 関野真吉の遺産 『資料組織化研究-e』 74, 2019.11. p.20-22.

II. 単行本 (単著は [97c] およびその改訂版 2 点のみ。翻訳を含む。)

- [82] 『英米目録規則 第 2 版 日本語版』 (共訳) 日本図書館協会 1982.
- [88] 『ALA 図書館情報学辞典』 (共訳) 丸善 1988.
- [95] 『日本十進分類法』 新訂 9 版 (共編) 日本図書館協会 1995.
- [97a] 『学術用語集 図書館情報学編』 (共編) 丸善 1997.
- [97b] 『図書館情報学用語辞典』 (項目執筆) 丸善 1997.
- [97c] 『資料組織概説』 近畿大学通信教育部 1997.
- [97d] 『目録の利用と作成に関する調査報告書』 (共編) 日本図書館協会 1997.
- [01] 『日本目録規則 1987 年版改訂 2 版』 (共編) 日本図書館協会 2001.
- [02] 『日本の参考図書 第 4 版』 (項目執筆) 日本図書館協会 2002.
- [03] 『資料組織概説』 改訂版 近畿大学通信教育部 2003.
- [04] 『書誌レコードの機能要件』 (共訳) 日本図書館協会 2004.
- [06] 『日本目録規則 1987 年版改訂 3 版』 (共編) 日本図書館協会 2006.
- [09] 『資料組織概説』 第 2 改訂 近畿大学通信教育部 2009.
- [10] 『目録の作成と提供に関する調査報告書』 (共著) 日本図書館協会 2010.
- [18] 『日本目録規則 2018 年版』 (共編) 日本図書館協会 2018.
- [19] 『IFLA 図書館参照モデル』 (共訳) 樹村房 2019.

以上

第 I 部 前 期 —概念モデル以前—

序 章

1. 原体験

筆者がある大学図書館において職業人生を開始したのは、1965 年 4 月のことであった。ところが、そこは前年に開始されたばかりの、全蔵書の再目録作業中という特異な状況にあり、その渦中で筆者は洋書目録の作成を命じられたのである。同館では後年の NCR1977 (新版予備版) を先取りしたような、「多巻もの」を巻単位に分割して記入するという独自の方針があり、出版年を一つのみ記録するなどこれまた独自の簡素化を実践しながら、当時の標準的な方法を逸脱するからには必須であるはずの、館独自のマニュアルは存在しなかった。次々と雲のように湧く疑問群に圧倒された当時の私の心境は、「仕事に対する不安は日を追うて深まるばかりであった。¹⁾」という加藤宗厚のそれと同一だった。

疑問の一つを挙げると、分割記入の場合、職場からは利用者が見て分りやすいように、カード上でタイトルと巻次を隣接させ<タイトル、巻次、著者表示>の順に記録するよう求められた。だが全体の著者と別に各巻の著者がいるときは、<タイトル、全体の著者表示、巻次、各巻の著者表示>の順に記録せざるを得ず、タイトルと巻次は分離してしまう。また<タイトル、巻次、著者表示>の記録において、タイトルと著者表示はともに全巻に関わる要素なのだから、これらをこそ隣接させるべきではないのか、との疑問が浮かんだ。

他に挙げれば、例えばページの切り取り等による一部欠落という館内資料 1 冊だけの状態の記録を、タイトルなど当該資料が属する版全体に関する記録と共存させることも気になった。今にして思えば、前者は異なる書誌レベル間の、後者は体现形・個別資料間の識別の問題であり、新人には荷の重い判断であったのだ。

それでも日常業務をこなすだけで精一杯の状態から、やがて研究活動らしいものが、研究室ならぬ事務室で日々遭遇する問題の速やかな解決を要求されるという、切迫した状況のなかでも芽生えた。もし自分の探求が空理空論であることを免れ得ているとしたら、この状況がそれを可能としたのに相違ない。なお、実務面は小文の範囲外なので略記すると、分割記入が変則的な方式であり一括記入へ転換すべきことを早々に痛感した筆者は、改善を思い立ったものの漸く 1984 年度になって、それでもやはり新版予備版から本筋に復帰した NCR1987 よりは一足早く、一括記入の実現に辿り着いた。

職場で遭遇する問題の限られた時間内での解決を目指すことから出発したという事情も

¹⁾加藤宗厚「件名目録の運命」『図書館界』19(6), 1968.3. p.218.

あって、筆者は解決のための自らの営為と結果が、研究や論文の域に達しているか否かを問うたことはなく、無自覚であると云われれば返す言葉がない。それにつけても就職したての頃しばしば整理した今や亡国東ドイツのAkademie Verlagの書籍に、社のマークとしてベルリン・アカデミーの創立に尽力したライプニッツの肖像が二重の楕円で囲まれ、曲線の間にはTHEORIA CUM PRAXI (実践を伴う理論) との標語が記されてあったのを思い出す。自分は知らず識らずのうちに、この逆の「理論を伴う実践」の領域を、一寸の虫にも五分の魂の分際で、拡張することに努め続けた、と言え言えるかも知れない。

2. 国内外の動向

このように開始された筆者の経歴をここで極めて簡単に、今度は国内外の動向と対比させて述べる。筆者は、通称「パリ原則」策定後 4 年目にして AACR1 刊行前 2 年目の 1965 年に就職して以来、2003 年の定年退職まで主として電算化をも含む目録業務に従事した。その傍ら、1982 年に「日本語版」として刊行された AACR2 の翻訳を分担し、1995 年までの十年間 JLA 分類委員会で NDC9 版への改訂に参画し、次いで概念モデル *Functional Requirements for Bibliographic Records* (以下「FRBR」) が出版された正にその年の 1998 年に同目録委員会に入って、その翻訳と RDA に準拠する NCR2018 の構築等に携わった。同版の完成を待つことなくある事情から 2016 年 3 月に委員を退任したが、以後も完成まで委員会が作成した草案のいわば在宅コメンテーターとして関与した。そして 2019 年に FRBR の徹底的な改訂版とも見られる IFLA LRM を共訳した。

3. 模索の海へ

上の両節で述べた職場と国内外との二重の、ともに通常とは言い難い環境を思えば、筆者の図書館員行路が終始平坦から遠かったのはむしろ当然であったのだ。それどころか運命の手に導かれていた (というより翻弄されていた) とさえ感じられる。なぜならば、我が職業人生の時期が国際的に目録のコペルニクス的転回が進行し始めた正にその時代 (今なお進行中) に、完全に包含されるからである。やがて筆者はこの転回の意義と内容を一定程度は把握し、それを比較的速やかに国内へ私見を加えながら紹介し得たと自己評価している。だが、一方でそれに先立ち館界に身を投じて以来かなり遅くまで最前線から遙か後方の位置で苦闘していた、前節に記した過去をも痛恨の思いで回顧する。なお就職早々極めて有益な 2 論考に出会ったことは忘れ難い思い出であり、両者については追々取り上げるつもりである。

さて、上記の日常業務と研究との 2 段階 (目次や「はじめに」に記した前後期とは別で、前期内の小区分) をつないだのは、最初の段階において作業中に一旦抱いた疑問を手放さず、その解を求め続けた愚直な態度であると筆者自身は思っている。その結果、時の経過につれて諸疑問の解決と国際的動向の理解が接近し、動向の過程が私的な疑問の解きほぐされる過程と重なることともなった。そして英語圏の目録規則改訂組織に直接に提案した覚えの

一度もない個人的意見が、後年に実現した事例が後述するように再三ある。極端に年代差がある例を挙げれば、非公開の(75/78)に記しただけでどこにも発表しなかった私案が 2010 年刊行の RDA 中に実現した。これらは本懐を遂げたものといってよく、この事情も手伝って海外の動向に対する筆者の心境は、ときに疑問や異論を抱きながらも真摯さを疑うことは少なかった。他方、我が国における、とかく簡素化を追う余り原理原則や枠組みを逸脱する傾向には違和感をもち、その正道への復帰に取り組んだ(第 II 部第 4 章等を参照)。とはいえ、我が国の図書館関係者にときに見られるような、直輸入の知識を振り回して国内の活動を見下す「虎の威を借る狐」に墮したことはないつもりである。

本章の最後にどうしても触れなければならないのは、図書館技術研究会(後の図書館資料組織化研究会)との出会いである。職場の同僚だった故鮎澤修の紹介による。(75)がその機関誌に掲載されて以後、拙論の殆どはこの誌上に掲載された。今から振り返って機関誌はあたかも筆者が岸を離れたいと望んでいる所へ、音もなく近づいて来た船のように思える。

第 1 章 目録の機能

1. ミスリード

筆者が執筆した最初の論文(非公開)である(73)は、個人標目の形(次章を参照)に絡めて目録の機能について記している。以下、このテーマを取り上げるに際し、念のため前もって目録の識別機能と集中機能について端的に表現した、パリ原則(1961 年)の関連条項の邦訳を大幅に縮約し引用しておく(下線は筆者。本章第 3 節を参照)。

2. 目録の機能

目録は、以下の事柄を確認するための有効な道具でなければならない。

2.1 当該図書館に

[...]特定の図書が所蔵されているかどうか、および

2.2(a) 当該図書館には、特定の著者のどの著作が、また

(b) 特定の著作のどの版が所蔵されているのか²。

さて、筆者が就職以前の入門期間で精読に努めた『図書館ハンドブック』増訂版(日本図書館協会 1960) 340 ページに、次のような記載があった。これが早々に私をいきなりミスリードしたのである。

[...]利用者が図書(中略)をもとめる、そのもとめ方には大別して二通りがある。一つは、

²『パリ目録原則コンメンタール』坂本博、高鷲忠美、大埜浩一、森田揺子訳 図書館技術研究会, 1977. p.22-23.

(中略) すでになんらかのインフォメーション (中略) を得ている、ある特定の図書を見たいという場合である。それにたいして、(中略) たとえば「人工衛星」について、なにか読みたいという場合がある。このときは、検索の目標は、ある特定の図書までしぼられているのではなく、主題 (中略) がきまっているだけである。このような図書のもともめ方を **subject approach** (中略) という。(中略) 第一のもともめ方に応ずるものが、特定図書検索目録 (中略) である。(中略) 第二の [もともめ方] にこたえるものが主題目録である。(当該項目のタイトルと執筆者名の記載は故意に省略。)

あいにく集中機能について明記した上掲のパリ原則が登場したのはハンドブック刊行の翌年だが、もしこの執筆者が、当時としても遙かな過去の 19 世紀と 20 世紀の交に発せられ、先に引用したパリ原則の部分の原形となった **Charles A. Cutter** の言説を想起すれば、このような著者書名目録における集中機能を視界に納めない謬説によって、初心者をお惑わせることはなかつたであろう。「特定図書検索目録」という執筆者独自の用語は、著者目録・書名目録・著者書名目録の総称と思われるが、これらの目録にこの名称を与えたことが誤りであったのだ。これらの目録の機能は決して特定図書の発見だけにとどまるのではない。実は目録の機能は種類間で分有するものではなく、識別機能と集中機能はあらゆる種類の目録にとって必備なのである。だが若き日の自分は上記の記載に何と明快な説明かと感服して、「特定図書検索目録」と「主題目録」とに下線を引いたのだから、書く方も書く方、真に受ける方も受ける方であった。

2. 目録の機能の再把握

この数年後に記した(73)において、筆者は就職の後に自学自習した **Seymour Lubetzky** (木寺清一先生のご教示による著作³など) と、**S.R. Ranganathan** (雑誌論文中での紹介⁴) との見解を踏まえて、目録の機能を下掲のように把握し直した。文中では識別機能を「検索機能」、集中機能を「書誌的機能」とよんでいるが、前者はハンドブックの影響が残った私製の用語であり、後者は既存の用語である (後述を参照)。余談になるが、当時はコピー技術が未発達だったため、国会図書館 2 階の一角にあり既に廃止されて久しい「図書館学資料室」で、パリ原則原文を手写したのも今となっては遠い思い出である。14 ページにわたって手写の跡を残すノートは今も筆者の手元にある。同室にはその後何度足を運んだか知れない。

そもそも目録は相反する二つの機能をもつといわれる。一つは、個々の図書を他の図書から区別する機能である。もしこれが十分に果されなければ、特定の図書を請求した利用者が似て非なる別の図書を手渡される結果を招く。他の一つは、グルーピングの機能である。

³Lubetzky, Seymour. *Cataloging Rules and Principles: A Critique of the A.L.A. Rules for Entry and a Proposed Design for Their Revision*. 1953. ix,65p. タイトルによりアクセス可。(accessed 2026-3-12)

⁴森耕一「個人著者標目について」『図書館界』16(1), 1964.5. p.11,14.

同類のものが集中されることによって、利用者は自らの望む図書が得られない場合にも、類似の図書を手にし得る。

ここでは、前者を検索機能（中略）とよび後者を書誌的機能とよぶ。この二つの機能を明確に把握した人が Lubetzky だが、彼はその上で書誌的機能を重視し、検索機能は参照カード [で] 解決させようとした。逆に Ranganathan は検索機能を決定的に優先させている。

ここで集中機能の別名として用いた書誌的機能（bibliographic function）は、過去に日本の図書館界でしばしば次例のように書誌的情報を提供する機能であると誤解されたことを指摘しておきたい。筆者は他に別人による講演でも聴いた記憶があるから、相当程度広まっていたようである。その後この語自体が徐々に使用されなくなったのは幸いである。

閲覧用目録が、資料を見つけだすためのファインディング・リストであるべきか、資料に関する書誌的情報を提供すべきものであるかという論議も、図書館の性格・規模を抜きにして、一般的に論ずることはできない。（当該執筆者名とタイトルは故意に省略。）

また文中の「ファインディング・リスト」は、かつて例えば「目録はファインディング・リストでありさえすれば良い」のようによく使用された言葉だが、これも姿を消したと見てよいようである。

さて、集中機能の効用について、(73)は「利用者は自らの望む図書が得られない場合にも、類似の図書を手にし得る。」と述べているが、筆者はその後ほどなく効用は次のように合わせて 3 点になると考えるようになった。即ち、①代替資料の提供、②選択による閲覧、③網羅的な閲覧。そして遙か後年になって(13b)で、次のように（一部を改変）例を挙げて説いた。

- (1) 原著：The Catcher in the Rye (Salinger 著)
- (2) 翻訳A：ライ麦畑でつかまえて（野崎孝訳）
- (3) 翻訳B：キャッチャー・イン・ザ・ライ（村上春樹訳）

判型a：四六判 ISBD978-4-560-04764-4

判型b：新書判 ISBD978-4-560-09000-8

もし(1)(2)(3)の著者名・著作名 [が] とともに典拠コントロール下にあ [って記入が集中されてい] るならば、次のことが可能となる。

- (2)を閲覧したい利用者が現れ、これを他の利用者が借り出しているなどの原因で閲覧できない場合、代わりに(3)または(1)の所蔵を知り利用することができる。
- (2)または(3)を閲覧した利用者で、遡って原文を読みたい者が現れた場合、(1)の所蔵を知り利用することができる。
- (2)と(3)の一方に満足できなかった利用者が、他方の所蔵を知り利用することができる。

- 利用者が(1)(2)(3)を比較して、本人にとって最も適切なものを選択することができる。
- 利用者が(3)の2つの判型のうち、自分に手頃な大きさのものを選択できる。
- 利用者が(1)(2)(3)の全てを通覧できる⁵。

さらに3点を包括してその効用を要約するならば「資料がもつ潜在的利用可能性の顕在化⁶」となるだろう。やはり(13b)に記したように、目録は利用者がそれを検索し始めた時点では予想もしていなかった豊富な検索結果を、本人に返戻するツールでなければならない。筆者はこれ以前にも3点の効用を(93)(01)(05b)(05d)で繰り返し述べた。また(93)では加えて「館員に対しては徹底した重複調査を可能にする意義がある。」とも述べた(目録を利用した重複調査の実例については、(17a)におけるトマス・ボドリーの場合を参照)。「検索」という語にはとにかくいわば点を返すピンポイント・サーチを想起させがちな語感が伴うが、それと対照的にいわば面(集合 コロナ禍で馴染みとなった言葉を使えばクラスター)を返す集中機能をいかに十全に実現するかを追求することが、今にして思えば自分の研究人生を通しての課題となったのである。

3. 識別機能と集中機能との共存

パリ目録原則国際会議の議事録を紹介した文献を読むと、識別・集中両機能の優先順位に関する議論が、会議の相当の部分で割れていることが分かる。中には、先の『図書館ハンドブック』からの引用文に似た、集中機能は分類目録により果されるとの意見もあったようである⁷。

筆者は(92)と(93)において、目録は両機能をともに備えるべきであると力説した(例えば、前者で「双方に対応できる閲覧目録を用意するのが、図書館員の任務である。」)。パリ会議では、公共図書館は識別機能重視、大学図書館は集中機能重視という二つのパターンが認められる傍ら、両機能はどの館種にも同等に重要であるとの意見があったとのことだが⁸、この意見こそ正しいのである。もっとも筆者には、2パターン説と逆に、公共図書館での要求形態には版に関する拘りのない同一著作で満足する集中機能利用型が多く(例えば作家芥川龍之介の小説「鼻」でありさえすれば、文庫本か単行本か個人全集中の1巻かは問わない)、学術図書館でのそれには当該資料のデータを熟知する研究者による識別機能利用型が多いと推測されてならない。結局(93)に記したように、図書館が独断で自館閲覧目録の機能を限定してはならず、館種や規模を問わず両立を図る他に選択肢はないのである。なお、第I部

⁵(13b)を執筆当時は気付かなかったが、邦訳タイトルにはまだ2種あり合計4種あることを最近知った。ここでは当時のまま2種としてある。(2026年3月12日)

⁶宇土行良「資料整理の理念と技術」『図書館学』38, 1981.2. p.26-27.

⁷前畑典弘「国際目録原則の研究」『図書館界』19(6), 1968.3. p.234.

⁸森耕一「目録の機能についての覚書」『図書館界』19(2), 1967.7. p.51.

第 6 章 1、第 III 部第 5 章を参照。

ここでパリ原則をほぼ半世紀ぶりに改訂した「国際目録原則覚書」(2009)の一部を引用する。筆者が下線を施した条項 4.1.2 を、本章第 1 節に掲示したパリ原則の下線條項 2.2 と比較すると、目録の集中機能の分析の進展を実感できよう(覚書は実はこの後 2016 年にさらに改訂されたが、集中機能に関する限り 2009 年版の方が分かり易いのでこちらから引くこととする)。

4. 目録の目的および機能

目録は、利用者に次のことを可能にする、有効かつ効率的な道具であるものとする。

4.1. その資料の属性または関連を探索に用いた結果として、あるコレクションの中で書誌的資源を発見すること。

4.1.1. これにより、単一の資料を発見すること

4.1.2. これにより、次に相当する一群の資料を発見すること

同一の著作に属するすべての資料

同一の表現形を具体化するすべての資料

同一の体現形を例示するすべての資料

特定の個人、家族、または団体に関係するすべての資料

特定の主題に関するすべての資料

探索結果の二次的な限定のために通常用いられるその他の判断基準(言語、出版地、出版年、内容種別、キャリア種別、その他)によって特定されるすべての資料⁹

ところで、筆者は(01a)で、いずれ関連機能が両機能と対等に認められる日が来るかも知れないと述べた。しかし、識別機能と集中機能が相反であるとともに表裏一体の関係であることが明白であるのに対して、関連機能の両機能に対する位置付けが筆者にはまだよく判別できないので、これ以上の論述はできない。ちなみに、次の引用文は関連機能を集中機能に結びつけている(原文の *relations* が「関連」でなく「関係」と訳されている)。

[...]第 2 番目の目的 [即ち「特定の著作のどの版が図書館にあるのかを示すこと」] を達成するための目録の構築に係わる 3 つのはっきりとした業務がある。(中略) 3 番目は、同一性の関係以外のテキスト間の関係を示す業務である。つまり、これは、例えばあるテキストの翻訳を、当該テキストの翻訳として示すような業務である¹⁰。

⁹『国際目録原則覚書』国立国会図書館収集書誌部訳 2009. p.4.

¹⁰Wilson, Patrick. "Interpreting the Second Objective of the Catalog." *Library Quarterly*, 59(4), 1989.10. p.339-353. 高鷲忠美、岩下康夫訳「目録の第 2 番目の目的を解釈する」『整理技術研究』30, 1992.6. p.14.

4. 集中機能に関わる特殊な場合

本章の補遺として、集中機能を取り上げた今回の機会に思い出した二つのテーマに言及したい。

第一は、Lubetzky の AACR1 草案に規定されていたにもかかわらず、最終的には採用されなかった *changing authorship* である。規定に添えられていた例示は、*Guide to Reference Books* という、版を重ねるにつれて著者が交替してゆく著作であった。草案ではこれについて常にタイトルの下に諸記入を集中させる方針だったが、AACR1 では各著者の下に分散させるよう変改された。実はこの著作はこのタイトルだった時期が長いものの、その前後にタイトルを変更している（最初は *Guide to the Study and Use of Reference Books*、最後は *Guide to Reference Books*）、RDA に従うならば歴代の全記入に “Guide to reference books” という単独形の典拠形アクセス・ポイントが付与されることになると思われる。

第二は、『「世界」主要論文選』（1995 年刊）のような、逐次刊行物からの抜粋 (excerpts; extracts) である。ALA1949 はこの種の出版物の書誌レコードの標目を逐次刊行物名と規定している。これはかつての筆者には奇異に感じられ、目録規則においても AACR1 以来この規定はなくなり通常の単行本として扱われるようになった。だが思えば音楽作品の書誌レコードにあっては、1 作品からの選曲集は “Die Meistersinger von Nürnberg. Selections” のように Selections を従えて頻繁に登場する。逐次刊行物名のみだから奇異に感じられるのであり、これに Selections、「抜粋」、「選集」等のいずれかを添えるならば不自然ではなく、逐次刊行物全体とそれからの抜粋の両記録を隣接させることができる。

5. 本章の終りに

後年になり筆者が教材として執筆した [09] から引用して、本章を閉じたい。

4. 目録の基本的機能

(中略)

資料を入手して閲覧したり複写したりしたいという図書館利用者の要望を分析すると、大別して対照的な二つの種類があると考えられる。例えば、作家芥川龍之介の小説「鼻」を初めて読んだときの本と同じもので再読したい、という要望が存在する一方で、この作品の本文に接しさえすれば良く、それが全集のある巻に収録されていようと、文庫本であろうと、果ては朗読が録音されたカセット・テープであつてもかまわない、という要望もある。

前者は、利用者の入手したい対象が、特定の著作（「鼻」 [芥川龍之介著]）のような知的芸術的なまとまり）を 1 冊の図書（より一般的な言葉で言えば資料）として具体化したものであって、目録がこの要望に応えるには、その中において、その図書に関する書誌的記録と他の図書に関するそれとが、明確に識別されている必要がある。これを識別機能とよぶこととしよう。

後者は、特定著作でありさえすれば、それがどのような資料として具体化されているかを問わないのであり、目録がこの要望に応えるには、特定著作をいろいろな形で具体化した様々な資料に関する書誌的記録を集中しておく必要がある。これを**集中機能**とよぶこととしよう。実は、この機能の効用はこれだけにとどまらず、特定著者または特定著作に関して利用者が網羅的に閲覧できたり、同類の資料群から最も適切なものを選択できたりすることもこの機能による。さらに特定の資料を求めて得られなかった利用者がそれに代わるもの（ときにいっそう要求に合致するもの）を発見できる、という識別機能を補う側面をも有する。

このような識別機能と集中機能とを兼備して利用者の要望に対処するのが、目録の基本的な役割である。

第 2 章 書誌的アイデンティティ — 個人標目のあり方 —

1. 個人標目の形

(73)では前述のように個人標目の形についても論じた。というよりこちらが本論であった。当該論文は未発表なので、以下に極めて長く抜き書きすることとする（一部の漢字を平仮名に、片仮名書きの人名を原綴に変え、一部の読点を削除するなど修正した）。

1) 「集中式」と「分散式」

まずこのレポートで私が使用する（中略）二つの用語を説明しておきたい。「集中式」とは、著者目録において同一人の著作を同一個所に集中させる方式であり、「分散式」とは、著者目録において同一人の著作を必ずしも集中させず、二個所以上に分散させる方式である。

[...]前者の代表として ALA1949 と Lubetzky の案を、後者の代表として Ranganathan の論文を挙げることができる。

2) 集中式（その一）

ALA1949 は、個人名を標目とする際には、原則として本人の母国語による完全な形の本名を採用するように定めている。これは形式論理的には正しいといえる。何故なら完全な形の本名は必ず一つに帰するからであり、選択に当って主観の入る余地がないからである（長澤規矩也氏が NCR [1952 §56] の「別名、雅号、通称等をもってよく知られた著者はこれをとる。」という規定に異を唱え、本名を採るようにと主張しているのは、この立場をある意味で推し進めたものである）。

問題は、ALA1949 の原則が観念的には筋が通っていても現実的でない所にある。（中略）専ら本名以外の筆名等で知られている著者が極めて多い [からである]。（中略）

3) 集中式（その二）

ALA1949 を根本的に批判した Lubetzky の論理の出発点は、目録 [作業] は標題紙の表

現に基づいて行われるべきだという点である。一冊の図書を他から区別してアイデンティファイするよりどころは、専ら標題紙であってそれ以外のものではない。文献に引用されるのもこれによってなされ、利用者もこれを通じて図書に関する情報を得て検索するのであるから、目録は標題紙にそのソースを求むべきだとするのである。

今取り上げている個人名の選定についても、この原理によって ALA1949 の方針を大きく改めた。即ち、標目は、その人の著作中に通常用いられているものを選ぶように規定したのである。したがって、それは必ずしも本名でもないし、母国語形でもなく、また区別する必要がない限りフルネームでなくても差支えないわけである。この結果、カタログガーの調査する手間が省かれ、利用者にも便利な目録が作成されるといえる。(中略)

しかしこのように彼は選択の基準こそ大きく変更したけれども、集中式という点では ALA1949 と殆ど変わらない。(中略)「殆ど」と記したのは、次のような別法を認めたからである。即ち小説家等の著作では、同一人の用いる二つ以上の名をそれぞれ標目として使ってよいとしたのである。

この方向を徹底させた目録法を提唱したのが (中略) Ranganathan である。

4) 分散式

彼は、標題紙上に見出される著者名を無条件に標目とするように勧める。これは一見 Lubetzky に似ているが、Lubetzky は、同一人が図書によって幾通りにも記載されている場合、最も多く見出される形に統一することを求めているのに反し、彼はそうすべきでないと主張するのである。研究者ではない一般読者は図書からの情報によってのみ検索するに違いない。もし標目を統一してしまうと、それ以外の著者名から探そうとする人は、参照カードを介して二度カードを引かなければならないが、一般の利用者はその煩に堪えず断念してしまう恐れがあるという。(中略)

5) 目録の相反する二つの機能 (略。ここに前章で引用した部分が含まれている。)

6) 私見

(中略)

さて私が最も強調したいのは、目録作業に関しては原則を貫く態度が必ずしも好ましくないという点である。ALA1949 の本名採用の原則が非実際的であることは既に述べたが、Lubetzky の原則といえども常に妥当であるとはいえない。

[...]江戸時代の儒者である貝原益軒は八十才を過ぎて初めて益軒を号としたのであって、それまでは損軒と号し (中略) 著作の殆どは損軒の名で著わされているという。このケースで Lubetzky の原則 (つまり著作中に通常用いられている形を選ぶこと) に従って「貝原損軒」を標目にするわけには行かないだろう。

また分散式が良いからといって、常にそれのみでは適切ではない。

寺田寅彦は生前専門の著述は本名で、随筆は主に吉村冬彦というペンネームで発表した。今日ではなぜか専ら本名 (中略) で知られている。この場合には「寺田寅彦」に集中させた方がよいと思われる。

もとより野放図なケースバイケースは慎むべきだが、硬直した原則論はさらに望ましくない。もし原則というならば、各著者について最も適切と思われる処置を様々な角度からの検討の末に取り、典拠カードを必ず作成することをこそ原則とすべきであろう。

7) ○○大学図書館 [筆者の勤務館 (当時)] の現状と問題点 (略)

以上で引用を終える。一旦テーマから離れるが、「6) 私見」の最終段落にもかかわらず、若い日の筆者自らこれを裏切ることが多かったのは悔恨の種である。規定を金科玉条視し、前例に拘束され変更を躊躇すること、即ち、次の坂本博の文章における「先例と規則に文字どおり忠実な目録担当者」に該当することが少なくなかった。その原因としては、滞貨縮小のための先送り、自身の性急な性格、若輩者故の未来を想像できない時間感覚、特に目録が有すべき継続性の過度の重視が挙げられる。継続性は重要なテーマであり小文で再び触れるつもりである。

目録規則を守ることが正しいことであることは間違いないが、それが図書館にとって常に善いことであるとは限らない。真の専門家は正しいかどうかと同時に、善いことかどうかとも考慮しなければならない。これは規則に限らない。図書館には、その性質上、仕事の継続性を重んじなければならないという不文の原則がある。前例が重視されるのは当然のことである。しかしこれは「一度間違えたらとことん間違えなければならない」ことを意味するものではない。法学徒よりも先例と規則に文字どおり忠実な目録担当者がままた見られることは残念な事実である¹¹。

2. 分散型書誌的アイデンティティの問題点

本筋に戻って、前節の「分散式」は、後年のAACR2R1988に登場し筆者が(91a)で紹介した *separate bibliographic identities* に相当する。実は同一人物に複数名が存在する場合の規定は、次のようにAACR1以降漸進的に改訂され続けた。即ち、①AACR1に本名・筆名の双方を標目に採用してよいとの別法が登場し、②AACR2に著作中の出現頻度に優劣つけ難いときは双方とも採用するとの条文が本則に現れ、③AACR2R1988で著者が複数の名を使い分けている場合は、頻度の多寡と無関係に双方とも採用してよいこととなったのである。ちなみに、規定の実現を主導したに相違ないMichael Gormanが、AACR1の分析と批判にメスを振るったとき依拠したと推測される概念が *sought heading* である。これはRanganathanの“*Canon of Sought-Heading*” に由来し¹²、次のように要約できる。「標目の決定は、利用者がその標目のもとに検索する見込みがある (*likely to look for*) か、との

¹¹坂本博「目録実務と目録法と専門職」『整理技術研究』32, 1993.6. p.3.

¹²Ranganathan, S. R. *Classified Catalogue Code*, 5.ed. 1964. p.44-46. Full text of "Classified Catalogue Code Ed. 5th" (accessed 2026-3-12)

問いに対する解答に基づかなければならない。」

以上の経緯は(00a)によっているが、筆者はここでAACRでの改訂の経過について次のように述べた。

[...]英米の図書館人が統一標目原理と *sought heading* 原理との狭間で苦闘する様子が如実にうかがえる。著者基本記入方式さえ放棄してしまった我々日本の図書館人からすれば、なぜこれほどまで統一標目原理に拘束されるのかと冷笑するのは容易だが、筆者はむしろここまで徹底して迷う真摯さに共感を覚える。

それはさておき、筆者は *separate bibliographic identities* を紹介した(91a)で「日本語に訳し難い」と記すだけで訳語を提示できずにいたが、[19]において *bibliographic identities* の訳が「書誌的アイデンティティ」に決したので、小文では遅まきながら「分散型書誌的アイデンティティ」と訳したい。

さて、筆者はAACR2R1988刊行後の早い時期から、分散式に対して疑問を覚えるようになりそれを(91a)に記した。ここにそれを手直しして述べる。即ち、特定個人の書誌レコードを複数の標目下に分散させ相互参照で結びつけるまでは良いとしても、そのように規定しただけでは不十分ではないのか、本名による著作と筆名による著作を集成した個人全集・選集の標目についてはどちらを選択するのか、また同一個人の本名による活動と筆名による活動を包括的に扱った評伝には、固有名詞件名標目（人名件名）としてどちらを付与するのか、という疑問である。この疑いは、そもそも同一人格に由来する著作を分散させて良いのかという懐疑に行き着く。実は一旦集中した上でその中を分割するという提案が過去にあった¹³。その提案者は次のような例を挙げている。

あらえびす→ ノムラ, コドウ
ノムラ, コドウ
 銭形平次捕物全集 野村胡堂著
ノムラ, コドウ (あらえびす)
 楽聖物語 あらえびす著

野村胡堂（本名は野村長一（おさかず））という同一人格の著作を一旦「ノムラ, コドウ」という標目の下に集中し、その中を細分しているのである。これに筆者自身も例を追加してみよう。社会学者の見田宗介は、本人の言によると、大学紛争以来社会学の枠組みを超えた根源的な問題に取り組むときは、真木悠介というペンネームを使用するようになった。やが

¹³山下栄「和洋書共用目録規則の問題点－N.C.R.1964年版（委員会案）を通読して－」『図書館界』16(1), 1964.5. p.19.

て彼の膨大な著作は『定本見田宗介著作集』（全10巻、2011-2012）および『定本真木悠介著作集』（全4巻、2012-2013）として集成されたが（ともに岩波書店刊）、野村胡堂対あらえびすと異なってこの場合、名前の使い分けは必ずしも分明ではないので、なおのこと集中式（前掲の例の表記に従えば「ミタ、ムネスケ」という標目内での細分）が適切であるように思われて来る。なお、国立国会図書館や東京都立図書館の目録で彼による一方の著作集を検索しても、利用者は他方の著作集の存在を知ることはできない。両者の記録どうしがリンクされていないからであり、日本の有数の図書館の目録がともに集中機能（関連機能？）を実現できていないのである（2020年10月22日現在）。

実は、筆者が分散式に対する疑問を初めて公の席で吐露したのは、1990年6月24日の日図研整理技術研究グループ例会においてだが、発表直後にその場で志保田務から受けた、包括的な評伝には人名件名を複数与えれば済むだけのこととのコメントが今も記憶にある。確かにこの種の評伝に対してはそれで良いと思える。だが、同一個人 of 包括的な集成の方はどうするか。疑問は氷解していない。

3. 共同筆名

一個人が複数の名前を使い分けることがある一方で、**Ellery Queen**のように複数の個人が集団で一つの名前を名乗ることもある。この共同筆名に関して筆者は(00a)で次のように指摘した。

一般に、①個人なり団体なりの実体と、②その名称と、③目録の世界における標目との三者の間には、<個人—個人名—個人標目>または<団体—団体名—団体標目（AACR2以降では「団体のもとの記入」）>という対応が成立することは、余りにも自明である。

ところが、数少ないにせよ捩じれ現象の生じることがある。例えば共有（ママ）筆名の場合は<団体—個人名—個人標目>となる[...]。

歴代の目録規則は共同筆名を常に個人標目として扱ってきたが、団体標目の一種と見ることができるとするのが筆者の指摘なのである。近年になって目録概念モデル IFLA LRM は、「共同筆名（中略）は（中略）、アイデンティティの背後にある行為主体が特定の名称をもち 1 単位で活動する複数の個人から構成されているので、集合的行為主体（collective agent）のインスタンスを指す *nomen* である。」（[19] p.27（一部改変））と明記した。これは筆者の指摘に合致する。RDA は IFLA LRM に準拠する方針である以上、当然この箇所にも倣うものと思われる。

第 3 章 AACR1 —その批判的検討—

日常の洋書目録作業が、英語圏の標準目録規則に準拠する以上、筆者の研究対象がいつかこれに及ぶことは必然であった。基本記入標目に関する条項群を著作の種類別（往復書簡集

など) から著者性の状態別 (分担著者性など) へ転換するなど、旧来の目録規則を一新した AACR1 に関して、筆者は漸く次代の AACR2 の成立前夜というべき時期に、(75/78)で吟味した。これは全 7 分冊から成り当初は私製だったが、やがてそのうち 3 分冊を改訂の上で (75)(76)(77)として公表した。特に(77)の前身である第 5 分冊は、後述のように筆者の研究生活上の転回点となった。ところで AACR1 を検討する際に大いに参考となったのが Gorman の著作¹⁴と P. K. Escreet の著作¹⁵で、著者達には今も感謝している。特に前者により研究人生のかなり早期に *sought heading* という語を知り得たことは、その後の自らの研究生活にとって収穫であった。また後者は類書中、詳細を極めるものであった。

1. rule of three

(75/78)で問題点として指摘した最大の事項はいわゆる *rule of three* である。第 6 分冊から引用すると、「複数著者著作の目録法のうちで私が最も理解に苦しむことは、主たる著者がいない場合 4 人以上の著作を書名記入する、という点である。(中略) 著者が何人いようと共著は常に著者主記入すべきだ、と私は考える。」後に(07b)でも再説した (もっとも中間の(02d)では *rule of three* は典拠コントロールの対象が減って効率的、との趣旨を述べて揺れているのには恥じ入る)。これは既述のとおり後年 RDA において、創作者はその数を問わず著作に対する典拠形アクセス・ポイントを構成する、という規定として実現し NCR2018 も追隨した。第 II 部第 4 章を参照。

2. 非図書資料の目録規則

(75)は筆者が初めて公にした論文である。当時、英米加の目録委員会が、AACR2 の構築を進める過程で非図書資料に関して参照していた、①著者主記入の規則 (カナダ図書館協会刊)¹⁶、②タイトル主記入の規則 (米国の Association for Educational Communications and Technology 編刊)¹⁷、③著者主記入・記述先行の規則 (英国図書館協会の Media Cataloguing Rules Committee 編)¹⁸の 3 種を比較したものである。比較のポイントを、標目の選定、図書目録法との関連、将来の新媒体への対応力、媒体の種類を表示する用語の 4 点に求め、非図書資料の目録法の課題がどこにあるかを示した。特に用語が速報性と具体性の観点から規則間で鋭く対立していることを指摘した。

「非図書資料」と題する AACR1 第三部は誰の目にも明らかに過渡的な規定群であり、当

¹⁴Gorman, Michael. *A Study of The Rules for Entry and Heading in The 'Anglo-American Cataloguing Rules, 1967 (British Text)'*. 1968. 67p.

¹⁵Escreet, P.K. *Introduction to The Anglo-American Cataloguing Rules*. 1971. 383 p.

¹⁶Weih, Jean Riddle; Lewis, Shirley; and Macdonald, Janet. *Nonbook Materials: The Organization of Integrated Collections*. 1973. 107p.

¹⁷*Standards for Cataloging Nonprint Materials*. 3rd ed. 1972. 61p.

¹⁸*Non-Book Materials Cataloguing Rules: Integrated Code of Practice and Draft Revision of The Anglo-American Cataloguing Rules British Text Part III*. 2nd ed. 1973. 129p.

時は近年の我々が電子資料の扱いで甲論乙駁するように、非図書資料の目録法が論議の的となっていたのである。後に AACR2 は、①における全資料混排の目録の構築という方針と、③における記述先行とそれへの標目の付与という方針を採用した反面、②における、多くの非図書資料は著者性の所在が散漫である故にタイトル主記入を選択する、との方針を退けた。また媒体の種類を表示する用語については、これを統一できず 2 つのリストを併置することとした。例えば一方に kit とある用語が他方には multimedia とある。

筆者は(75)を執筆する過程で、自分なりに「メッセージ」と「メディア」を内容とそれを収録する容器の対立として強く意識するようになった。FRBR における著作と体现形の芽に相当する観念といえる。なお、筆者は後に(93)で次のように記した。

[非図書資料の] 記述は媒体別、標目は著者性の型別の規定に落ち着いた。ニュー・メディアの普及以前にこのような方針を確立し得たことは、図書館界にとって幸いであった。目録はあくまで全媒体を対等に扱う omni-media catalog でなければならない、と考えられるからである。

事態を要約すれば、非図書資料には著者の不明確なものが多いとの理由でタイトル記入を主張する見解がそれなりに有力だったが、結果として、AACR2 は、非図書資料にも図書と同じく著者第 1、タイトル第 2 の原則を及ぼし、標目に関して全資料共通の目録規則を実現し得たわけである。これは今の時点で振り返って妥当な方針であった。量の多寡や比率の大小に惑わされて原則を変えてはならない。これが本テーマから得られる教訓だと思う。

3. 文献宇宙と規定化との相克

1968 年に公刊された AACR1 の第 4 条「編者の指揮の下に製作された著作」と第 5 条「合集」が、1974 年に当初の編者または編纂者を標目とする規定から、書名記入へ改訂された。今では目録規則の改訂など日常茶飯事のように思っ怪しまない筆者だが、目録作業に従事し始めて比較的日の浅い当時の身にこれは衝撃だった。規則の基幹部分が他の部分と無関係に単独に改変され得るのかと驚き、基本記入標目の選択の難しさを改めて痛感して、その理由と過程を知ろうと関係文献を探した。その結果をまとめたのが(76)である。

実はパリ原則中「合集」と題された条項 10.3 は、ICCP での大きな争点の一つだった。会議前に西ドイツ(当時)の Hellmut Braun が、ワーキング・ペーパーの 1 篇において複数著者著作を論じたなかで、様々な著者によるテキストの収集と編纂を、著作の著者の活動に相当するものと見なすことはできず、編者等は副出記入に位置付けられると主張した。10.3 の原案はそれを踏まえる内容だった。

会議で賛否が分かれたため、原案に沿って書名記入とする第 1 案と編纂者名を基本記入標目とする第 2 案との間で採決が行われ、その結果、本文には第 1 案が採用され(ただし編纂者名を選ぶ例外を認める)、第 2 案は別法として脚注に位置付けられて決着を見た。

この後、AACR1 第 4 条は次のようにパリ原則 10.3 の本則ではなく別法に準拠した（本条は A 項のみから成る）。

A 次にあげる条件に適合する場合には、編者の指揮のもとに製作された図書をその編者のもとに記入する、1) その著作の標題紙上に編者が表示されていて、2) 書名中に出版者名がなく、3) 編者がその著作の存在に主たる責任を有していると思われるとき。（下線は筆者）

これに対して公刊後に多くの批判が上掲下線の部分に集中し、判断が困難で主観が入り易い曖昧な表現であると非難され、これを受けて書名記入へ改訂されたのである。だが、一律の書名記入は合集の実態から乖離している、と筆者は思う。編纂者の見識により、既存著作の集合が単なる総和を超えて新しい著作（ICCP での Lubetzky の言葉を借りれば something new）へ転化している例は、特に詞華集の場合に無視できず筆者は例外を認めたパリ原則確定本文の 10.3 に与したい。ただしこれには筆者個人の思い入れも手伝っていて、日本近代文学には上田敏『海潮音』、永井荷風『珊瑚集』、堀口大學『月下の一群』などの訳詩集の系譜があるが、これらを味読した体験をもつ筆者には、上田敏たちが編纂者とは到底思えず、各訳詩集が something new へ転化しているのは自明と思えるのである。

しかし、このように高度の創作性（著者性）を有する場合がある一方で、ページ数が少なく商品化に不向きな状態から適切な分量へ増やすことだけが動機と見られる文庫本のように（例えば、樋口一葉作「たけくらべ」＋「にぎりえ」）、創作性を認め難い場合もあるなど多様であり、どこで一線を画するかについて規定化は困難である。そもそもカタログが対象とする文献宇宙はグラデーションの世界である。例えば、一方の極に古典と見なされる著作が存在し、他方の極にそれに関する作品論が存在する事実は明白でありながら、両者の中間には無数の校訂、注釈、概略、改作、翻訳等が林立して、どこで原著者から別の著者に交替するのか一向に判然としない。筆者はこの編者・編纂者のテーマによって、初めて文献宇宙が、漸次的変化という本質的に規定化を拒む、あるいはそれに馴染まない特徴をもつ領域である、という現実を痛感した。後に RDA がタイトルから rule の語を排し、本文で guideline や instruction を使用するようになったのは不思議ではない。この問題は重要なテーマであり小文のこの先で再び触れるつもりでいる。

第 4 章 記述 — 出版年と本タイトル —

筆者は、記述を構成する責任表示などの数多いエレメントに関して、個別に検討したり史の変遷を追ったりするなどの研究が必要と長年思ってきた。しかし僅かに以下に記す出版年と本タイトルを除いて手つかずに終わっているのは心残りである。自分の怠慢を棚に上

げていえば、館界全体でも例外はあるものの¹⁹なお進んでいない。

1. AACR1 における出版年

本節は前章の一節に相当する部分をここに別置したものであり、序章 1 に記した「出版年を一つのみ記録する」とすれば何を記録するか、との問いに対する筆者自身の解答である。前述のように(77)は(75/78)の第 5 分冊に基づくが、このなかで筆者は次のように述べている。「かつて悩んだ問題が、実は英米の図書館界でも意見の分かれているところであり、それが目録規則間の不統一となって現われていることを知った。」こうして筆者は、全面的な学習の段階から研究の段階へ足を踏み入れたわけである。もちろん以後に学習の側面が皆無になったわけではない。なお、(77)のタイトル中に「記載」という語があり、これは NCR2018 ならば「記録」とするところだが、当時は NCR1965 でも同新版予備版でも「記載」が使用されていたのである。

(77)は新版予備版案が、NCR1952、同 1965 と同じく「図書に表示されている最新の出版年」を記録するよう規定していた点を批判した。これでは版の最初の出版年を記録する場合もあれば、増刷の出版年を記録する場合もあることになるが、「[別の条項で] 版が記入の対象であると定めている」以上、出版年の記述も「版刊行年」を記録すると明記すべきである、というのが要旨である。

この批判は(77)と同年の 12 月に刊行された NCR1977 に対しては、既に時遅く旧態依然の状態だったが、NCR1987 で次のように実現した。「最新の刷りの年でなく、その出版物が属する版が最初に刊行された年とする。」(§ 1.4.3.1 (出版年、頒布年等とするものの範囲)の第 2 文) この一文は AACR2 以上に鮮明な表現である。なお(77)は特に目に付きにくい小雑誌に発表されたにもかかわらず、程なく遠藤英三と志保田務が着目し肯定的に言及されたことに感謝している。

ともあれ、NCR1987 で一旦はハッピー・エンドを迎えたわけであるが、出版年の問題は後年になって再燃し、今度はハッピー・エンドとはならず主観的には目下係争中である。第 II 部第 4 章を参照。

2. NCR1987 における本タイトルの規定

本タイトル (title proper 「記述対象の主たる名称」(AACR2 日本語版)) は ISBD に由来し、NCR1987 に登場するので、小文において時系列上はこの位置でなくかなり後になるが、出版年と同じく記述の要素 (エレメント) である関係で繰り上げてここに置く。本タイトルを取り上げたのは(99/00)と(05b)においてである。後者の標題に「本タイトル」でなく「タイトル」とあるのは、本タイトル以外のタイトルをも扱っているからだが、ここではこれに

¹⁹志保田務「現代目録法における版の扱いに関する研究」『知識の組織化と図書館—もり・きよし先生喜寿記念論文集—』1983 p.323-342

限定して述べる。

本タイトルは資料が無題のときにはカタログガーが案出しなければならないほど必須中の必須の要素だが、その範囲が曖昧で把握し難いものでもある。しかも「範囲」には両義がある。それは①本タイトルと見なすことのできる類型（例えば個人画集における個人名のみ）の範囲と、②本タイトルとおぼしき文字列全体のうちの、本タイトルと確定することのできる範囲とであり、筆者は目録委員会に属した当時 NCR2018 へ向けて規定し分けるのに苦心した。ここでは②の意味の範囲についてその規定の文言の問題を扱う。

問題視した NCR1987 の該当条文は、次のようである。

1.1.1.1B 本タイトルの上部または前方に表示されている事項でタイトル関連情報、巻次、回次、年次等、責任表示、版次、出版者名、シリーズ名のような書誌的事項と判定される事項がある場合は、次のようにする。

ア) これらの事項が本タイトルの一部分とみなされるときは、全体を本タイトルとして記録する。

イ) 本タイトルの一部としてみなされず、別個の書誌的事項として判断されるときは情報源における表示の順序にかかわらず、当該書誌的事項の所定の記録順位に従って記録する。

ここにおいて、カタログガーが本条項を参照するのは、必ずしも「本タイトルの上部または前方に表示されている事項でタイトル関連情報（中略）のような書誌的事項と判定される事項がある場合」とは限らない。判定し難い場合もある。一方で「タイトル関連情報（中略）のような書誌的事項と判定される事項」が、「本タイトルの一部分とみなされるとき」など存在するはずがない。これらを勘案すると、「書誌的事項と判定される事項」の代わりに、漠然として曖昧な「字句」とか「文字列」とする方がかえって適切である。後年の(05b)で提示した改訂私案は次のようであった。

1.1.1.1B 明らかに本タイトルと判定される部分の上部または前方に、さらに字句が表示されている場合は、次のようにする。

ア) 字句が本タイトルの一部分とみなされるときは、全体を本タイトルとして記録する。

イ) 字句が本タイトルの一部としてみなされず、タイトル関連情報、巻次、回次、年次等、責任表示、版次、出版者名、シリーズ名のような、別個の書誌的事項と判断されるときは、情報源における表示の順序にかかわらず、当該書誌的事項の所定の記録順位に従って記録する。

さらに後に筆者は目録委員会に入って（第 II 部第 3 章を参照）この条文を他委員と検討した結果、次のように改訂され（参照と例示は省略）NCR2018 の一部となって漸く決着を見

た。

#2.1.1.2.2 上部または前方の語句

情報源において、明らかに本タイトルと判定される部分の上部または前方に表示されている語句は、次のように扱う。

- a) 語句が、本タイトルの一部として意図されていない説明的な導入句である場合は、本タイトルに含めない。
- b) 語句が、明らかに本タイトルと判定される部分と不可分な場合は、本タイトルの一部として記録する。複数行に割って書かれた割書きは1行書きとし、また文字の大小にかかわらず原則として続けて記録する。
- c) 語句が、本タイトルの一部とみなされず、タイトル関連情報、責任表示、版次、出版者、シリーズの本タイトル等の別のエレメントと判断される場合は、情報源に表示されている順序にかかわらず、本タイトルに含めず、それぞれの該当するエレメントとして記録する。

各テキストを彼此対照していただければと思う。なお「本タイトルの一部として意図されていない説明的な導入句」とは、Crossbeat presents The Beatles 50th Anniversary Special!! における“Crossbeat presents”の類いを指す（NCR2018中の例示より）。

第 5 章 AACR2 – その構造の紹介 –

1978年に刊行されたAACR2は、基本記入標目に関する条項を著者性の状態別へ転換したAACR1からさらに歩を進め、記述の部にISBDを導入して構成を大きく組み替え一種の「形式美」さえ備えるようになった。

(79a)(79b)(79c)(80)(91a)は全てAACR2の紹介である。筆者がAACR1に取り組んだときは次期規則の成立前夜で全体を鳥瞰する余裕がなかったのに比して、AACR2の場合は、(79a)は草案を、(91a)はGormanが諧謔的に“AACR2½”と称したAACR2R1988を扱い、前身も後身も分析対象に含めることができた。

(79a)を今再読すると、来たるべきAACR2の適切な速報になり得ていたと思うが、それは改訂組織のカナダ代表委員による要を得た報告²⁰に負っているからである。

(79c)は口頭発表の要旨で論文ではないが、筆者の発表としてはかなり反響があったので「執筆年表」に含めた。ただし当日、会場で統一タイトルを特殊な標目であるかのように発言してしまったことは今でも後悔している（これにはAACR2自身が統一タイトルの使用

²⁰Buchinski, Edwin. “Developments in the Revision of AACR.” *Canadian Library Journal*, 33, 1976.10. p.461-471.

を制限していたことも手伝っている (§ 25.1 統一タイトルの使用))。この認識を改めたのは後年になってからであり (第 I 部第 6 章 3 を参照)、当時の未熟を恥じる。これを(79c)に書き込まなかったのはせめてもの幸이었다。

なお、紹介に関して参考文献の遺漏ない渉獵に努めたことには今でも自信があるが、数多いで米国議会図書館の機関誌において出会った優れた解説が、匿名だったことも手伝ってなお記憶に残る²¹。

1. 構成上の特徴

(79a)から(80)まで、AACR2 の次のような構成上の特徴に力点を置いて紹介した。

- ・書誌レコードの作成順序に関して、①先ず ISBD に準拠して記述を完成させ、②次いでそれに標目を冠するという、従来と逆転させた方針に対応して (ただし記述独立方式と異なって基本記入は維持)、前半に記述 (physical manifestation of work が対象、資料の種類とエリアとのマトリックス構造) の規定を配し、後半に標目 (work が対象) について規定する。
- ・AACR1 で実現した著者性の型別の構成を一層徹底させた。例えば逐次刊行物に固有の規定を廃止した。
- ・個人標目の形の規定を意思決定過程に添った順とした。即ち、同一個人が複数の名前をもつ場合、これを個人標目の形の決定過程の視点から、次のように論理的に整序した (括弧内の数字は刊行当初の条項番号)。①特定個人の複数の名前からの選択 (§22.2) →②特定の名前の複数の形からの選択 (§22.3) →③特定の形の冒頭部分の選択 (§22.4.11) →④付加要素の決定 (§22.12.20)。
- ・地名が団体名の最も一般的な構成要素であることに鑑みてと推測されるが、団体標目の形の章に先立てて地名の章を設けた。

2. その他の特徴

その他の特徴として主に次の点を指摘した。

- ・団体から発出し (emanating)、かつ団体自身を扱う管理的な性格の著作等に限って、団体に対する標目の下に記入する。
- ・個人標目の形に関してパリ原則に忠実な規定へ改訂した。
- ・下位機関や関連機関を独立の標目とするか副標目とするかは、実態ではなく名称の表現が自己充足している (self-sufficient) か否かに基づいて決定する (department等の従属を意味する語を含むか否かなど)。

(91a)の AACR2R1988 の紹介に関しては、既述 (第 I 部第 2 章 2) の分散型書誌的アイデンティティに重点を置いたほか、第 9 章においてタイトル自体が「機械可読ファイル」

²¹ “AACR 2.” *Cataloging Service Bulletin*. 2, 1978 Fall. p.3-29.

から「コンピュータ・ファイル」へ改題されたなどの、大きな改変について述べた。

第 6 章 目録の高度化 —その私的構想—

1. 分散と集中、そして関連

1990 年代に入って、筆者の心中では次第に目録改革の構想が形をなしてきた。それがほぼ確定した段階に達した頃に執筆した(00c)の一部を、前もって引用しておこう。

[...]筆者のあるべき目録に関する構想の核心は、①構成部分の記録（ひいては著作を対象とする記録）の作成、②それへの著者基本記入標目（とそれ以外の標目）の付与、および③それを手がかりとする書誌的関連の表現である。

まず徹底した分散、次いで徹底した集中というダイナミズムが目録構築の核心であり、さらに関連づけによって目録の内部構造の緊密化を図り、利用者に正確で豊富な検索結果を返戻しようとする構想である（関連を分散と集中に結びつけるまでに僅かなタイムラグがあった）。1980 年代終盤に登場した学位論文²²とガイドライン²³を(90)(92)等で紹介したことが、この形成を促した。しかもタイミング良く構想の①と②を口頭発表する機会が訪れた。それが既に触れた 1990 年 6 月 24 日の日図研整理技術研究グループ例会であり、当日の発表内容は、有難いことに簡潔に活字化されて今に残っている²⁴。そしてほぼ 1 年後に③をも同例会の異なる主題に付随させて発表し得た。こちらの方は何分付録の位置づけなので同グループの報告中に含めてもらえなかったが、誌面の制約以上やむを得ない²⁵。

2. 構成部分の記録

筆者は(93)で次のように述べた。

1) 著作本位の目録

独立の形態か否かに左右されず、直接に著作に注目しそれを記述対象と見なす意識の確立が、旧来の目録を克服するための出発点である。マイクロ資料・記念論文集・逐次刊行物等に収録されている著作を、単行本全体を占めるそれと等し並みに観ずる態度

²²Tillett, Barbara B. *Bibliographic Relationships: Toward a Conceptual Structure of Bibliographic Information Used in in Cataloging*. (Ph.D. dissertation, University of California, Los Angeles.) 1987. xxi,306p.

²³*Guidelines for the Application of the ISBDs to the Description of Component Parts*, approved by the Standing Committees of the IFLA Section on Cataloguing and the IFLA Section of Serial Publications. 1988. viii, 22 p.

²⁴「整理技術研究グループ例会報告(53)」『図書館界』42(4), 1990.11. p.256. (文責 能美純子)

²⁵「整理技術研究グループ例会報告(55)」『図書館界』43(5), 1992.1. p.234. (文責 吉田暁史)

が、我々にとって必須である。

作品集や論文集のように複数の著作の体現形を構成部分として収録した資料（これらの一部がAACR2日本語版でいう「合集」）は極めて多く、とりわけマイクロ資料などの媒体は、しばしば膨大な数の著作を収録する。引用箇所趣旨はこれらを顕在化させようというのである。(01a)はこの(93)を改訂したもので、さらに遙か後の(17a)と(18a)は、遠く英国中近世の冊子目録の作成者たちが、「中世写本書物の多くは、幾つかの著作の写本を、同一主題、あるいは、同一著者の下に適宜集め、合綴して1冊にまとめられている²⁶。」という状態に、どのように対処したかを探った目録史の試みである。その結果、当時のカタログガーたちが第2以下に合綴された文献を実に丹念に分出している史実を知り得た（第Ⅲ部第4章を参照）。

さて、先へ進む前に念のためここで NCR1987 改訂 3 版における構成部分の定義を掲げておく。「単行資料、継続資料などの一部分で、固有のタイトルがあって形態的に独立していない著作などをさす。」

この構成部分を目録上に記録する方式には、いうまでもなく内容細目と分出記入とがある。前者は著作に対応する体現形の本タイトル等の一覧であり、後者は同上版での定義を借りると、「資料の構成部分を記述する、独立した書誌的記録」である（実は同上版では「分出記録」と命名されているが、小文では基本記入に揃えて旧来の名称を用いる）。

2.1 内容細目

内容細目と分出記入は、ほぼ歴代の目録規則で常に規定されて来た。これに基づき構成部分を記録することは、蔵書の乏しい図書館であればあるほど重要といえる。だが、その作成や入力慣行になっていない、または極めて低調なのが実情である。これを筆者は大きな問題と考える。筆者は後にある発表時の配付資料²⁷のため、大規模な総合目録データベースの NACSIS-CAT を検索し、微小な調査をしたことがある。それは『芥川龍之介集』という本タイトルをもつ全図書のうち、分出記入より遥かに容易な内容細目（NACSIS-CAT での名称は「内容著作」）が記録されている書誌レコードの数であって、結果は次の通りだった。

『芥川龍之介集』の書誌レコード総数		36
内訳	入力あり	14
	「～ほかX篇」	3
	入力なし	19 (2011年8月7日現在)

記録（入力）されていないものが過半であることが分かる。この数字は、NDL がジャパン・マークの頒布を開始した 1981 年の早くも翌年に、利用機関から「内容細目もアクセス・

²⁶澁川雅俊『目録の歴史』1985. p.74.

²⁷古川肇「目録の基礎と将来」『群馬県大学図書館協議会会報』27, 2012.2. p.3-10. 図書館協議会会報 27 indd (gunma-u.ac.jp) (accessed 2026-3-12)

ポイントにしてほしい」との要望が同館に寄せられた事実を思い合わせると²⁸、深刻な値である（と筆者は思う）。もっとも同じく構成部分であっても、学術雑誌論文に限ればさすがにその検索ツールには余り不足しないが。

ちなみに、NACSIS-CATで内容細目がない『芥川龍之介集』の記述の例は、次のようである（読みとID番号を省略）。

芥川龍之介集

東京：筑摩書房, 1975

501p；20cm. – (筑摩現代文学大系；24)

同書の内容細目は、NDLの書誌レコードによれば以下のようなものである。この部分を欠く書誌レコードが如何に不親切であるか一目瞭然である。

羅生門,鼻,虱,芋粥,煙草と悪魔,尾形了齋覚え書,或日の大石内蔵助,戯作三昧,蜘蛛の糸,地獄変,開化の殺人,奉教人の死,枯野抄,きりしとほろ上人伝,蜜柑,葱,鼠小僧次郎吉,秋,老いたる素戔鳴尊,南京の基督,杜子春,山鳴,藪の中,將軍,トロッコ,庭,六の宮の姫君,お富の貞操,雛,一塊の土,糸女覚え書,大導寺信輔の半生,湖南の扇,海のほとり,年末の一日,点鬼簿,玄鶴山房,屋気楼,河童,齒車,闇中間答,或阿呆の一生,或旧友へ送る手記,芭蕉雑記. 年譜 (後略)

しかしながら例示として芥川は不適と思う。なぜなら彼は多くの場合構成部分にとどまる短編小説の作家とはいえ、日本近代文学を代表する文豪の一人として目録以外に多数の検索手段に恵まれているからである。構成部分としてしか文献の世界に現われない作家や彼らの作品を、内容細目にさえ記録しようとしないうる不作為の方が、カタログガーの罪は重い。

この内容細目は米国である時期に目録の高度化 (enhancement) の一環として、その意義が注目され、それが日本に紹介されて²⁹国会図書館の作業にも影響を及ぼした³⁰。目録の電算化によって、今や内容細目は転記しさえすれば直ちに典拠形でこそないものの非統制形アクセス・ポイントとなるのだから、入力の手を惜しんではなるまいと思う。

ところで、国内に4企業が共同で図書の内容に関する情報を1986年から提供している「BOOK」というデータベースがある (2022年10月8日現在)。書籍自体の目次や帯上の情報も収録したデータベースだが、ここでの目次とは小説集などの各タイトルの列挙であった

²⁸ 「第一回ジャパン・マーク利用者との懇談会」『国立国会図書館月報』253, 1982.4. p.19.

²⁹ 横山幸雄「目次情報の記録による書誌情報充実を」『カレントアウェアネス』173, 1994.1.

<https://current.ndl.go.jp/ca922> (accessed 2026-3-12)

³⁰ 「内容細目記録範囲の拡大について」『全国書誌通信』118, 2004.6. p.12. 全国書誌通信 (No.118) (ndl.go.jp) (accessed 2026-3-12)

り1著作内の章のタイトルの列挙であったりする。これはこれで有益に相違ないが、筆者が論じている内容細目は、あくまで著作の体現形の顕在化にその目的が特定される点で、大きく異なる。著作の部分より著作自体を優先させるべきことは(01a)で強調した。

2.2 分出記入

筆者は先に引用した(93)と同時期の(92)で、現行の目録の対象が物理的に独立しているものに限定されがちである、と指摘して、次のように分出記入の作成を訴えた。

これは、作業量増大への躊躇を別にすれば、我々がいつまでも旧来の財産目録の意識に拘束されているからであるが、分出記入を作成しない図書館では、構成部分を占める [だけの] 著作は全く対象外である (中略)。だが、マイクロ資料や CD-ROM などのように、図書形態ならば優に 1 物理単位またはそれ以上を占める著作を多数収録し得る媒体が急増している昨今、構成部分の書誌的記録 [即ち分出記入] の作成は急を要する。

ところが、何とこれの掲載誌の同一号に、Patrick Wilson による論文の翻訳が掲載され、そのなかにハンガリーの Domanovszky Ákos の論を踏まえた上での、次の一節があった。日本だけの現象ではなかったのである。

[目録作業では一般に]「物理的に独立した形態で刊行されることのなかった知的に独立した個々の著作の諸版の多く」は、「目録の自律的对象物」として扱われたい。ある特定の著作の幾つかの版だけが目録中に独立してリストされて、独立して刊行されることのなかった著作の諸版は全くリストされない³¹。

さらに Wilson はこれより前、こちらは自らの言葉で諧謔気味に次のように述べていた。

[...]著作の概念には、著作が図書全体を占めて刊行されることを要求するものは何もない。たまたま雑誌に、あるいはまた他の人のいくつもの著作と一緒に図書中に発表される著作は、それが独立したパンフレットとして出版された場合に劣らず著作である。つまり、そうした著作は、独立して再版されるが故に突如著作になるというわけではない³²。

次いで筆者は(93)において、「著作は構成部分として存在することもある以上、分出記入を作成しない限り決して『特定の著者のどの著作が (中略) 所蔵されているのか』 (パリ原則) を完全に掌握することはできない。」と記した。分出記入の重要性を再認識したのであ

³¹前掲注 9. p.9.

³²Wilson, Patrick. "The Second Objective." *The Conceptual Foundations of Descriptive Cataloging*. 1989. p.8. 高鷲忠美、岩下康夫訳「目録の第 2 番目の目的」『整理技術研究』29, 1991.12. p.44.

る。ちなみに、Gorman は(00a)で紹介したように、夙にパリ原則の欠点の一つとして「構成著作に関していつどれだけ分出記入を作成するかという問題に、原則は取り組んでいない。」と指摘した。彼はこの点を強く意識していたようで後にも論じている³³。

筆者は後年の(16b)でもあえて「隠蔽」という語を使って強調した。隠蔽の実例については第Ⅱ部第 4 章 1 を参照。

独立形態単位で記録を作る伝統的な目録にあっては、形態が独立せず構成部分にとどまる
体現形は、せいぜい内容細目として記録されるだけで、独立の記録の対象とされず典拠コ
ントロールの対象にもされずに、隠蔽されてしまう。

ところで、次のように指摘する報告書が海外にある。「国内の図書館や保存機関の(中略)
所蔵資料には、図書館のオンライン検索ツールでアクセスできない未整理の滞貨が存在す
る³⁴。」これには複雑な思いをさせられる。指摘自体は正しい。だが、自らの省力によって足
下で「アクセスできない未整理の滞貨」が日々積み上がってゆく現実を放置しておいて何を
言うのだろう、との思いを禁じ得ないのである。

なお、本節冒頭に引用した(93)は、自作のなかでは(00a)とともに完成度に納得できている
論考である。幸い両者とも日図研整理技術研究グループの勧めで『整理技術研究集録』に掲
載され、しかも電子化されたことに感謝している。

2.3 分出記入のディスプレイ

構成部分に関して、内容細目と分出記入とでは後者の方が典拠コントロール下に置かれ
る点では望ましい。しかしながら、問題はその表現(オンライン目録ならばディスプレイ)の
形態である。NCR1952 までは次例(同§139)のように単純素朴ではあるが、利用者から見
てこれがまさしく自分の探していた文献であることを同定できる程度に、端的に表現され
ていた。

野田 寿雄

近世文學

(要説日本文学史の内)

しかし NCR1965 において、ユニットカードが登用されそこに分出記入の標目や読みが

³³Gorman, Michael. "After AACR2R: The Future of The Anglo-American Cataloguing Rules." *Origins, Content, and Future of AACR2 Revised*. 1992. p.89-94. 高鷲忠美、岩下康夫訳「AACR2R 以後: 英米目録規則の将来」『整理技術研究』35, 1995.9. p.1-5.

³⁴『On the Record - 書誌コントロールの将来に関する米国議会図書館ワーキンググループ報告書-』国立国会図書館収集書誌部訳. 2009. p.29 タイトルによりアクセス可。(accessed 2026-3-12)

追記される結果、表現が直截でなくなって以来（ただし旧来の方式も別に規定）、近年 OPAC の画面においてまで、この原型から遠く離れ利用者にとって同定が困難なディスプレイが少なくないのは残念である。そのなかにあつてこの状況に抗して、ある公立図書館の OPAC が「<合集>の中に収録されている個々の著作を、独立した著作として<著者>と<作品>を対応させて（中略）提示した事例があることを³⁵⁾」(05c)で紹介した。この実践に改めて敬意を表す。

既に本章 1 で言及した(90)は、構成部分の独立した記録の作成に資する IFLA のガイドラインの紹介だが、これに従って作業すれば、利用者が自分の探していた文献であることを同定できる書誌レコードを NCR1952 方式より遥かに詳細に作成できる点で、今なお参照に堪えると考えられる（オンライン上に保存されている³⁶⁾。また(93)に引用したように Willson の次の主張もある。

「記述される単位は著作であり、ユニット・レコードの内容は不可避免的に 2 つの部分から成る。最初の部分は著作自体に関する情報を与え、次の部分は様々な刊行の様相に関する情報を与える。」

ところで、後年の(05c)は比較的短文ながら筆者には愛着が強い。ここで言及した浪江虔の書評こそ、序章 2 に「就職早々極めて有益な 2 論考に出会ったことは忘れ難い思い出」と記した 2 論考の一つである³⁷⁾。彼は「検索カードを一切作っていない埋合せのつもりもあって」、蔵書の背に内容細目を書き出す実践を行っていたのである。彼は一例として川端康成の小説「伊豆の踊子」が同作家の作品集『愛』に収録され、利用者にとって極めて発見し難いという事実を挙げて、作業の必要を説いている。

3. 統一タイトル

特定著作に関わる書誌レコード集中の鍵である統一タイトルについて、筆者は漸く(05a)と(05d)で主題とした。公開年は小文の第 II 部に属するがここで扱うこととする。

両論では統一タイトルもさることながら、その前提である典拠コントロールについて、できるだけ基本的包括的に考えようと努めた。ここでは典拠コントロールを固有名詞件名標目の観点から取り上げた部分を振り返りたい。

まず固有名詞件名標目のうち、個人名・家族名・団体名に関しては、これらを個人・家族・団体に対する標目と「完全一致」させなければならないことを述べ、「典拠コントロールを

³⁵⁾藤井千年「書誌階層に対応するコンピュータと MARC—「NCR1987 年版」をサポートするシステム—」『みんなの図書館』189, 1993.2. p.38.

³⁶⁾*Guidelines for the Application of the ISBDs to the Description of Component Parts*. 2003. viii,22p. Component Parts. (accessed 2026-3-12)

³⁷⁾浪江虔「満腔の賛意と若干の批判—中小都市における公共図書館の運営によせて—」『図書館雑誌』58(6), 1964.5. p.270.

著者標目・統一タイトル・件名標目と縦割りにばかり理解せず、枠を越えて名称コントロールとして横断的にも理解する必要がある。」と記した。

そして、『基本件名標目表』第 4 版の序説が、「固有名詞（中略）は（中略）個々の図書館において、同種の件名標目や、目録規則の規定を参考に、表現形式を決定して採用していただきたい。」と、もの足りない説明にとどまっていることや、NDL が特異な方式で固有名詞件名標目を付与している実態を指摘した。同館の OPAC では特定著作を論じた著作に対して単独に付与された件名がなく、代わりに当該著者に対する個人標目と当該タイトルが別々に入力されていることに筆者は気付いた。例えば『ハムレット研究』という作品論(1991 年刊)の件名が、同館の書誌レコードに次のように与えられている。

個人名件名 Shakespeare, William (1564-1616)

統一タイトル件名 ハムレット

後に 2010 年 4 月 17 日の委員会で、同館からのある委員がこの方式を「統一タイトル標目と、統一タイトル件名が別個に維持管理されており相互に調整が取れていない」と評しつつも、すぐ続けて「様々なタイトルの形から検索できることを主眼に置いている³⁸」と語った。だが筆者はこの「主眼」は目録の集中機能に背馳すると考えざるを得ないのである。同館では現在も同一方式のままなのか否か筆者は怠慢にして調べていないが、一利用者として改善されていることを願う。

ちなみに、「完全一致」という点では、件名目録法に関する先駆者である加藤宗厚も不徹底だった。彼は遠く二十世紀中頃刊行の自著に掲載した例題群において、『ハムレット論』という著作に「シェークスピア, ウイリアム, ハムレット」と正しい形を与えている³⁹にもかかわらず、同著の別の箇所では、『資本論索引』という著作に対して「マルクス, 資本論—索引」という不十分な件名を付与している⁴⁰。この場合、どれほど短くても「マルクス, カール, 資本論—索引」とあるべきで、単に「マルクス」という姓だけの著者標目が存在するはずがないのである。

4. 書誌的関連の諸類型

(92)と(93)は、Tillett による書誌的関連の類型に関する学位論文(注 22 を参照)と、それに基づく同人の諸論文を紹介したものである。本章 1 に述べた構想の③に当たる。Tillett の論説の存在は松林正己の教示によって知った。謝意を表す。

(92)で筆者は、旧来の目録法の対象が形態の独立した資料に限定されがちであることと、作成された記入間の関連が無視されがちであることを問題視し、目録は分析と統合との相反する方向へともに拡大すべきであると主張した。そして関連についてその類型を次のように区分する Tillett の所説を紹介した(原文の relationships を「関係」と訳した箇所を「関連」

³⁸日本図書館協会目録委員会「第 32 期委員会記録 No.12」2010.4.17. p.2. untitled (accessed 2026-3-12)

³⁹加藤宗厚『件名作業』1957. p.295.

⁴⁰同上 p.287.

に修正)。①等価の関連、②派生の関連、③記述の関連、④全体一部分の関連、⑤付随の関連、⑥連続の関連、⑦特性共有の関連 (shared characteristic relationships)。永田治樹の論考⁴¹以後分析が進められNCR1987で規定化された「書誌階層構造」が④の一部に相当することが重要である(第4章1.3を参照)。なお、Tillett以前にはUNIMARCの垂直、水平、時系列という区分が知られていたが、彼女はこれを網羅的でもなく相互排他的でもない(例えば連続する版は水平か時系列か不明)として退けた。⑦以外がRDAとNCR2018における関連の諸規定の原型となったことはいままでの間もない。

(93)は、脚注 24 が 1990 年の口頭発表の簡潔な報告だったのに反し、当日の発表原稿を増補した詳細な報告に相当する。さらに後の(01a)はこの改訂版に相当する。

5. 著作の顕在化

ここまで本章で取り上げたトピックを包括するキーワードは、本章2の冒頭に引用した(93)の「著作本位の目録」である。筆者はさらに(01a)において、NCR1987への検討過程で第2次案まで著作単位という観念が存在した事実を挙げ⁴²、これを再度検討すべきと提案した。またLubetzkyは、常に目録を1著作が1または複数物理単位に対応するとの単純なモデルによってしか考察していない、とその限界をも指摘した。こうして「著作」の顕在化を図る目録の構想を具体化し始めたが、一方で(93)には著作の把握し難さを以下のように記した。

著作の認定の困難さ—著作は、内容上の独立したまとまりを有するものであり、複数の寄稿が組み合わせられて初めて著作が形成される際の〔各〕寄稿とは異なる。しかし、両者の区別は必ずしも常に明瞭ではない⁴³。

記述対象とする著作の限定の困難さ—記述対象を著作本位に改めるべきだとしても、全著作を対象に含めることには疑問を覚えるのが、通常の間接であろう。例えば、雑誌の編集後記の類まで記述する必要があるとは考え難い。しかし、どこで一線を画すか客観的な根拠を見出すことは、容易ではない。

このような懐疑を含みながらも、分散と集中のダイナミズムと関連づけによって著作の顕在化を目指し、目録の内部構造の緊密化を図ろうとする構想を、筆者が 1990 年代に固めつつあった頃、期せずして国内外で抽象性を獲得し広い視野をもつ概念モデルが登場して、

⁴¹永田治樹「書誌単位と書誌レヴェル—目録作業のための覚え書—」『図書館学会年報』26(1), 1980.3. p.1-9.

⁴²丸山昭二郎「著者と、著作と、目録法をめぐって—著作典拠システムへの提言—」『書誌索引展望』6, 1982.5. p.1-4、岩下康夫「“著作単位”“書誌単位”と“書誌階層”—日本目録規則本版案批判試論—」『図書館界』38(3), 1986.9. p.148-154.

⁴³この点は次の論文に教示された。山田常雄「著者書名目録の機能と標目」『図書館界』24(5), 1973.1. p.218.

それらのなかの FRBR は他でもなく著作に焦点を当てるモデルであった。

折から筆者はやはり期せずして、序章 2 に述べたように FRBR が刊行された 1998 年に JLA 目録委員会の末席に加えられた。これにより筆者の研究生活は次の段階へ入り、NCR の改訂に私的構想を役立てることは可能かを問う新しい歩みが始まったのである。

(上巻了)

【後記】小文は総目次に示した通り、上中下の 3 部分から構成される予定であるが、目下のところ中と下については完成の見込みが全く立っていない。というより、筆者の年齢に照らして末尾にまで到達する可能性は大きくない。このような特異な状況下にある未完の回想記を公表するのは躊躇されたが、上巻のみで一種のまとまりがあり問題提起を含むことも確かなので、公開を志望した次第である。掲載を承認された和中幹雄氏のご海容に謝意を表します。(2026.3.12)

(ふるかわ はじめ)

2026 年 4 月 8 日受理